

# 長与町農業委員会議事録

令和6年8月26日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えてます。

長与町農業委員会



# 令和6年8月農業委員会総会

1. 日時 令和6年8月26日（月） 15時30分から17時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（11名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	8番 池田 八千代	10番 柿本 透	11番 山口 多美子
	12番 山中 庄八郎		

4. 農業委員会委員 欠席委員（1名）

9番 山口 和幸

5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	8番 池田 八千代	10番 柿本 透
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地利用集積計画について		
第4	第3号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員12人中11人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人全員出席でございます。本日の欠席者は、9番 山口 和幸 委員です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和6年8月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。8番 池田 八千代 委員、10番 柿本 透 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が1件。

第2号議案 農用地利用集積計画が1件。

第3号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請が1件。

報告事項は 行事報告を予定しております。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましては、No.1をご参照ください。現況写真と航空写真です。

整理番号 9

申請地 長与町岡郷（地番） 地目 畑 面積 163m<sup>2</sup> 以下5筆です。

5筆合計 5,728m<sup>2</sup>です。

農地区分は、すべて農用地区域内となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町高田郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町嬉里郷（地番） （法人名）

申請目的は、売買による所有権移転です。価格は〇〇円、10aあたりの単価は、〇〇円です。備考欄に記載のとおり、譲受人は農地所有適格法人であり、申請地の両隣の農地を耕作しております。今回申請地を購入し、現在の耕作地と併せて一団のオリーブ畑として耕作を行います。譲受人の耕作地は、36,971m<sup>2</sup>、労働力は4人です。都市計画区域外 となります。

土地の所在を説明します。次ページをご覧ください。図面の左に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確

な形状等につきましては、3ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員 はい、説明いたします。8月16日の午前9時30分頃より、水谷会長、山口委員、事務局2名と私の5名にて現地確認をいたしました。(譲渡人)は、ここで果樹や野菜を育てられ、直売所等に販売されておりましたが、体調を崩されて作業ができないということで、このたび(譲受人)に譲り渡すことになりました。(譲受人)は隣接地でオリーブを栽培されていて、そこと併せてオリーブを育てられるとのことですので、何も問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

11番 山口 多美子 農業委員

11番 先ほど尾崎さんが言われたとおりに、8月16日に現地確認をしました。現地は去年まで(譲渡人)が耕作をされていましたが、今年は荒廃地になる前に、(譲受人)が購入されてオリーブを植えるということで、とてもいいことだと思いました。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、第2号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。第2号議案の2ページをお開きください。

1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町本川内郷 (地番) 地目 畑 面積 1,511m<sup>2</sup> 以下3筆です。

3筆合計 3,349m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。

期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間です。令和3年から借り入れており、今回1回目の更新となります。年間の借賃は〇〇円です。なお、10aあたりは〇〇円となります。

土地の所在を説明します。3ページをご覧ください。図面の右下に(施設名)がございます。(施設名)の北西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

池田 洋祐 推進委員

推進委員  
1番

はい、報告します。8月16日の10時半より、水谷会長、柿本委員、池田委員、事務局2名と私が立ち会いました。現在、3筆とも畠で野菜を栽培しております。先ほど報告がありましたように、継続ですので、何ら問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柿本 透 農業委員

10番

報告いたします。今、池田委員のほうから、御説明ありましたように、8月16日に現地を確認しております。(賃借人)は野菜中心で作っておられます。他のところも頑張って作っ

ておられ、今回この場所も同じように野菜を作るということです。継続ですので、特に問題ないかと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、第3号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、説明します。

第3号議案の1ページをご覧ください。

整理番号 7

利用権を設定する者は、

長与町高田郷 (地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長崎市 (地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 本川内郷 (地番) 地目 田 面積 278m<sup>2</sup> 以下2筆です。

2筆合計 906m<sup>2</sup>です。

作物名は水稻。権利の種類は賃貸借です。

期間は、令和6年10月10日から令和9年10月9日までの3年間です。新規の契約です。年間の借賃は米〇〇kgです。なお、10aあたりは米〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。図面の左に(施設名)がございます。(施設名)の北側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

池田 洋祐 推進委員

推進委員 はい、報告いたします。先ほどの場所から移りまして、同じく 8 月 16 日に確認しました。メンバーは先ほどと同様です。現地は、以前は多分、田だったんだろうと思います。水路もありましたので、作物を栽培するには、問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柿本 透 農業委員

10番 今、池田委員さんから説明がありましたように、ここも 8 月 16 日に現地を確認しております。(賃借人) は市内にいらっしゃいますけども、実家が(地名)にあるということで、そこの農機具等を使って今まで耕作をされてきております。今回、(賃貸人)の土地を借りて、また耕作地を広げるということで、今回こういう要請が出ておりますので支障はないと思っております。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番 借賃が米〇〇kg となっておりますが、この田は 900 m<sup>2</sup> 程度です。やや高めな気がしますが、実際この田でここまで収穫できるものでしょうか。

事務局 賃貸人と賃借人の間で合意はとれていますが、借賃の妥当性については調べたいと思います。

議長 他にご意見・質問はありませんか

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、要請することに決定いたします。これから、行事報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

(令和6年8月行事報告)

最後に、9月の日程について、事務局からお願いします。

事務局 9月25日（水）13時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長 これを持ちまして、令和6年8月の総会を終了致します。